

令和6年度答申第5号
令和6年5月10日

諮問番号 令和6年度諮問第1号（令和6年4月2日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 行政文書の開示実施手数料に係る減免申請拒否処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A矯正管区長（以下「処分庁」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）14条2項の規定に基づき、開示請求2件に係る行政文書について開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の減額又は免除の申請をしたところ、処分庁が、審査請求人は開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないとして、減額又は免除をしないとの決定をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 行政文書の開示請求

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）3条は、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を

請求することができる」と規定している。

(2) 行政文書の開示決定

ア 情報公開法9条1項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令6条1項は、情報公開法9条1項の政令で定める事項は、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法（1号）、開示の実施の方法ごとの開示実施手数料の額（2号）などとすると規定している。

(3) 手数料

ア 情報公開法16条1項は、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を納めなければならないと規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令13条1項は、1号において開示請求手数料の額を、2号において開示実施手数料の額を定めている。

イ 情報公開法16条3項は、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条1項の手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令14条1項は、行政機関の長（情報公開法17条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

そして、情報公開法施行令14条2項は、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示決定をした行政機関の長に対し、行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならないと規定し、同条3項は、前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）11条1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書

面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならないと規定している。

(4) 権限又は事務の委任

ア 情報公開法17条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第2章（3条から16条まで）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができるものと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令15条1項は、行政機関の長は、情報公開法17条の規定により、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）7条の官房、局又は部の長に情報公開法第2章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができるものと規定している。

ウ 上記イの委任を受けて、平成14年8月8日付け法務省秘公訓第711号大臣訓令「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」は、「矯正管区長」に、法務大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務のうち、「矯正管区並びにその庁の管轄区域内に所在する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院」の所掌に係るものを委任すると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成31年3月6日からB刑務所に収容されていた者であるが、令和2年5月24日に満期釈放となった。

（C地方裁判所令和元年（行ク）事件番号a訴訟救助申立事件についての同裁判所同年11月20日決定、領置金基帳（B刑務所））

- (2) 審査請求人は、令和元年7月25日、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

処分庁は、令和元年10月31日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として2,400円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）又は2,590円（全て複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

審査請求人は、令和元年11月20日付けで、処分庁に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、刑事施設に収容中であり、領置金がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定

に基づき、併せて上記開示実施手数料2,590円について2,000円の減額を求める申請（以下「本件減額申請」という。）をし、領置金の残高が同月18日時点で「0円」である旨のB刑務所会計課長作成の領置金残高額証明書（同月20日付け。以下「本件領置金残高額証明書」という。）を提出した。

本件減額申請について、処分庁は、令和2年6月8日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、減額をしないとの決定（以下「本件減額申請拒否処分」という。）をした。

（情報開示請求書（令和元年7月25日受付第情68号）、行政文書開示決定通知書、行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額申請書、本件領置金残高額証明書、「開示実施手数料の減額について」と題する通知）

- (3) 審査請求人は、令和元年9月20日、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

処分庁は、令和元年10月31日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として790円（全て複写機により複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

審査請求人は、令和元年11月20日付けで、処分庁に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、刑事施設に収容中であり、領置金がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料790円について免除を求める申請（以下「本件免除申請」といい、本件減額申請と併せて「本件減免申請」という。）をし、領置金の残高が同月18日時点で「0円」である旨の本件領置金残高額証明書を提出した。

本件免除申請について、処分庁は、令和2年6月8日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（以下「本件免除申請拒否処分」といい、本件減額申請拒否処分と併せて「本件減免申請拒否処分」という。）をした。

（開示請求書（令和元年9月20日受付第情92号から第情94号まで及び第情96号）、行政文書開示決定通知書、行政文書の開示の実施方法等申出

書、開示実施手数料の免除申請書、本件領置金残高額証明書、「開示実施手数料の免除について」と題する通知

- (4) 審査請求人は、令和2年6月16日、法務大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件減額申請拒否処分及び本件免除申請拒否処分をいずれも不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和6年4月2日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人には、以下のとおり、本件各開示実施手数料（本件減額申請拒否処分に係る開示実施手数料2,590円及び本件免除申請拒否処分に係る開示実施手数料790円をいう。以下同じ。）を納付する資力がなかった。

ア 本件領置金残高額証明書により、処分庁に対し、審査請求人に資力のないことの証明が十分にされている。

イ 審査請求人は、令和2年9月29日付けで、生活保護に準ずる「生活福祉資金」の貸付決定を受けている。これにより、審査請求人が長期間にわたって資力がないことが証明されている。この資金は、目的外使用（生活費以外への使用）が認められていないから、本件各開示実施手数料に使用することは許されない。

ウ 審査請求人が生活困窮状態にあることは、審査請求人が民事訴訟法（平成8年法律第109号）82条1項の規定に基づいてした訴訟上の救助の申立てについて、D地方裁判所が令和2年11月24日付けで訴訟上の救助を付与する決定をしていることから、明らかである。

- (2) 処分庁は、本件減免申請について本件減免申請時の資力をもって判断することを明確にしていたから、本件減免申請時の資力以外を判断の根拠とすることは、禁反言の原則により許されない。

- (3) 行政文書の開示請求者の個人情報の収集は、個人情報の目的外使用であり、プライバシー権の侵害であるから、違憲である。

- (4) 本件減免申請拒否処分は、審査請求人が処分庁を相手として訴訟等を提起していることに対する嫌がらせ以外の何ものでもなく、審査請求人の知る権利の侵害、ひいては裁判を受ける権利の侵害であるから、違憲である。

(5) したがって、本件減免申請拒否処分取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人の資力の有無について

処分庁は、刑事施設に収容中の審査請求人に定期的に金銭の差し入れがされていた事実が認められること、審査請求人が本件減免申請とほぼ同時期にした民事訴訟法82条1項の規定に基づく訴訟上の救助の申立てについて、C地方裁判所が却下の決定をしていることなどから、審査請求人に本件各開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないと判断しているところ、当該判断の基礎となった関係資料によれば、審査請求人は、定期的に金銭の差し入れを受けていたことが認められ、その額は、本件各開示実施手数料を納付するのに十分なものと認められることからすれば、処分庁の上記判断は、妥当性を欠くとはいえず、首肯することができる。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が本件減免申請について判断するために審査請求人の収容されている刑事施設の長から情報を収集したことは、個人情報の目的外使用であるなどと主張するが、これは、処分庁が、審査請求人に経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるべき事由があるか否かを判断するに際して必要な調査をするため、当該刑事施設の長に対し、審査請求人に係る保有個人情報の提供を求めたところ、当該刑事施設の長が、処分庁が当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があると認め、当該保有個人情報を提供したものである（令和3年法律第37号による廃止（廃止日：令和4年4月1日）前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）8条2項2号）から、当該刑事施設の長の上記判断が妥当性を欠くとはいえない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

なお、審査請求人は、その他、種々主張するが、いずれも上記1の判断を左右するものではない。

3 本件減免申請拒否処分の妥当性について

以上によれば、審査請求人に本件各開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないから、本件減免申請拒否処分は、妥当である。

4 結論

したがって、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきであるとする。なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は

理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手續までの所要期間である。）。

本件審査請求の受付 : 令和2年6月16日

審理員の指名 : 同年9月15日

(本件審査請求の受付から約3か月)

反論書(1回目)の提出 : 同年10月30日付け(受付日不明)

反論書(2回目)の提出 : 同年11月28日付け(同年12月7日受付)

反論書の副本の送付 : 令和4年3月9日

(2回目の反論書の受付から約1年3か月)

審理員意見書の提出 : 同月18日

(2回目の反論書の受付から約1年3か月半)

本件諮問 : 令和6年4月2日

(審理員意見書の提出から約2年半、本件審査請求の受付から約3年9か月半)

- (2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約3か月、②2回目の反論書の受付から審理員意見書の提出までに約1年3か月半、③審理員意見書の提出から諮問までに約2年半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約3年9か月半もの長期間を要している。

しかし、上記①から③までの各手續に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記②の手續については、約1年3か月半もの長期間を要しているが、反論書は、1回目も2回目も、ほぼ同じ内容の簡単なものであるから、審理員意見書の作成に上記のような長期間が必要であったとは考えられない。そして、反論書については、審理手続を迅速に進めるため、受付後、速やかにその副本を処分庁に送付する必要があるが、本件では、上記のとおり、2回目の反論書の受付から約1年3か月後によく反論書の副本が送付されている。この送付は、審理員意見書の提出の直前にされているから、上記送付の遅滞は、審理員が反論書の副本の送付を失念していたことによるものと考えられる。また、上記③の諮問説明書は、審理員意見書の内容をほぼそのまま引用したもの

であるから、審査庁がその作成に約2年半もの長期間を要するなどということは、一般的には考えられないことである。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項）から、審理員及び審査庁が上記①から③までの各手続を遅滞したことにより、本件審査請求の受付から本件諮問までに約3年9か月半もの長期間を要したということは、上記目的に甚だしくもとるものといわざるを得ない。

審査庁においては、行政不服審査法の上記目的を達成することができるように、審査請求事件の処理体制を見直すとともに、その進行管理の仕方を改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件減免申請拒否処分の違法性又は不当性について

- (1) 情報公開法施行令14条1項によれば、行政文書の開示を受ける者は、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められなければ、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができない。
- (2) そこで、審査請求人に本件各開示実施手数料を納付する資力があつたか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、令和元年11月20日付けで本件減免申請をした際、処分庁に対し、本件各開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、領置金の残高が同月18日時点で「0円」である旨の本件領置金残高額証明書を提出した（上記第1の2の(2)及び(3)）。

しかし、審査請求人が当時収容されていたB刑務所における審査請求人の領置金基帳（以下「本件領置金基帳」という。）によれば、審査請求人は、①B刑務所に収容された日の翌日である平成31年3月7日に領置金3万6,030円を保管替えにより受け取ったこと、②同年4月16日に2万円、令和元年5月27日に2万円、同年6月5日に1万円、同年7月5日に2万円、同年8月13日に3万5,000円、同年9月12日に2万円、同月30日に2万円、同年10月28日に3万円の差し入れを受けたこと、③本件減免申請をした日の二日前である同年11月18日に領置金の残高全額（2万9,477円）を外部に送金し、領置金の残高が「0円」になったこと、④その四日後である同月22日に2万円の差し入れを受け、その後も、同年12月19日に1万円、令和2年1月17日に1万

0, 575円、同年2月20日に4, 475円、同年3月23日に5, 965円、同年4月20日に7, 605円、同年5月21日に120万円の差し入れを受けたこと、⑤そして、B刑務所を満期釈放となった同月24日に領置金の残高全額（118万5, 672円）の払戻しを受けたことが認められる。

以上によれば、審査請求人は、本件減免申請をする前までは、毎月、数万円単位の差し入れを受けていて、本件減免申請をした日の二日前には、約3万円の領置金を有していたことが認められる。そして、上記③のとおり、審査請求人が領置金の残高全額を外部へ送金したことにより、領置金の残高は、一旦は「0円」になったが、その四日後の2万円の差し入れを皮切りとして毎月の金銭の差し入れが再開され、満期釈放日における領置金の残高は、約118万円であったことが認められる。

したがって、上記③の領置金の残高全額の外部への送金は、領置金の残高が「0円」である旨の本件領置金残高証明書が発行してもらうために意図的にされたものと考えられるから、本件領置金残高証明書に領置金の残高が「0円」と記載されていることをもって、本件減免申請時に審査請求人に本件各開示実施手数料を納付する資力がなかったということではできず、本件減免申請の前後における審査請求人に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況を考え併せるならば、審査請求人には、本件減免申請時に本件各開示実施手数料を納付することができる十分な資力があつたものと認められる。

イ また、審査請求人は、本件の開示請求2件をした時期とほぼ同じ時期に行政訴訟を提起し、その費用について民事訴訟法82条1項の規定に基づく訴訟上の救助の申立てをしたが、当該申立ては、却下されたことが認められる（C地方裁判所令和元年（行ク）事件番号a訴訟救助申立事件についての同裁判所同年11月20日決定）。

すなわち、審査請求人は、令和元年9月17日付けの訴状により、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）4条の実質的当事者訴訟（令和元年（行ウ）事件番号b事件名不詳）を提起し、その費用について民事訴訟法82条1項の規定に基づく訴訟上の救助の申立てをしたところ、C地方裁判所は、同年11月20日、①審査請求人は、領置金の残高が少なくなると、その都度、金銭の差し入れを受けており、上記訴状の作成日時点での領置金の残高は、2万6, 674円であったこと、②審査請求人は、

E株式会社の筆頭株主であり、平成30年6月13日までは同会社の取締役であったほか、現在も同会社の支配人であり、同会社作成の同年分給与所得源泉徴収票には、審査請求人が同会社から同年分の給与及び所得として780万円の支払を受けたことが記載されていること、③審査請求人は、平成31年4月4日、弁護士に対し、遺産分割調停事件の着手金内金として20万円を支払ったことなどが認められるから、審査請求人には、上記訴状の作成日時点において、領置金以外に処分可能な財産があり、その額は、上記訴訟に必要な費用を賄うことが十分に可能なものであったことがわかれるとし、したがって、審査請求人は、民事訴訟法82条1項に規定する「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者」に当たるとはいえないとして、上記訴訟上の救助の申立てを却下する決定をしている。

ウ 上記ア及びイによれば、審査請求人は、本件減免申請時に本件各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められない。

(3) 次に、審査請求人の主張について検討する。

ア 審査請求人は、本件各開示実施手数料を納付する資力がなかったと主張し、その理由として、①本件領置金残高額証明書により審査請求人に資力のないことが証明されていること、②審査請求人が令和2年9月29日付けで生活保護に準ずる「生活福祉資金」の貸付決定を受けていること、③D地方裁判所が同年11月24日付けで審査請求人に対して訴訟上の救助を付与する決定をしていることを挙げている（上記第1の3の(1)）。

しかし、上記(2)のアのとおり、本件領置金残高額証明書に領置金の残高が「0円」と記載されていることをもって、本件減免申請時に審査請求人に本件各開示実施手数料を納付する資力がなかったということはできないから、上記①は、審査請求人に資力がなかったことの理由とはならない。また、上記②及び③の各決定は、本件減免申請時よりも後の時点における審査請求人の経済状況に関するものであるから、いずれも本件減免申請時に審査請求人に資力がなかったことの理由とはならない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ 審査請求人は、本件減免申請時の資力以外を判断の根拠とすることは禁反言の原則により許されないと主張する（上記第1の3の(2)）。

しかし、処分庁は、審査請求人に定期的に金銭の差し入れがされてい

ること、審査請求人が行政訴訟を提起し、その費用について訴訟上の救助の申立てをしたところ、審査請求人に定期的な金銭の差し入れがされているなどとして、当該訴訟上の救助の申立てが却下されていることから、審査請求人が、本件減免申請に合わせて、意図的に領置金の残高を「0円」とし、その時点における本件領置金残高証明書を発行してもらうことによって、自らに資力がないように装っていると判断したとして、本件減免申請拒否処分をしている（弁明書）から、処分庁が本件減免申請時の資力以外を判断の根拠として本件減免申請拒否処分をしたとは認められない。また、処分庁は、審査庁と協議をした上で、本件減免申請拒否処分をしている（開示実施手数料の減額に関する協議書、開示実施手数料の免除に関する協議書、「開示実施手数料の減額（免除）に関する協議について」と題する協議・決裁文書）ところ、審査庁は、当審査会からの照会に対し、開示実施手数料を納付する資力の有無の判断の基準時は減免申請時であると回答している（令和6年4月17日付けの審査庁の事務連絡・記9及び10）。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

ウ 審査請求人は、行政文書の開示請求者の個人情報の収集は、個人情報の目的外使用であり、プライバシー権の侵害であるから、違憲であると主張する（上記第1の3の(3)）ほか、本件減免申請拒否処分は、審査請求人が処分庁を相手として訴訟等を提起していることに対する嫌がらせ以外の何ものでもなく、審査請求人の知る権利の侵害、ひいては裁判を受ける権利の侵害であるから、違憲であるとも主張する（上記第1の3の(4)）。

しかし、審査請求人のように、刑事施設に収容されている者（以下「被収容者」という。）は、所得がなかったとしても、刑事施設への入所時における所持金や外部からの金銭の差し入れにより、領置金を有することがあり得ること、そして、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないから、所得がない者であっても、金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況によっては、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得ることから、行政文書の開示決定を受けた被収容者から開示実施手数料の減額又は免除を求める申請がされた場合には、当該被収容者に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況を考慮して、当該被収容者に開示実施手数料を納付する資力があるか否かを判断

することには、合理性があるというべきである。

したがって、処分庁が、審査請求人に本件各開示実施手数料を納付する資力があるか否かを判断するため、審査請求人が収容されていたB刑務所長に対し、審査請求人に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況が記載されている本件領置金基帳の提供を求めたことは、個人情報情報の目的外使用やプライバシー権の侵害に当たるとはいえない。

また、上記(2)のとおり、審査請求人は、本件減免申請時に本件各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められないから、本件減免申請拒否処分は、審査請求人の知る権利や裁判を受ける権利を侵害するとはいえない。

したがって、審査請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、審査請求人は、本件減免申請時に本件各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められないから、本件減免申請拒否処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美